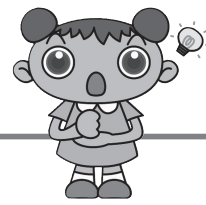




環境衛生情報



町民課 環境衛生係 Tel 32-3111 内線 47

一人一人が買い物にはマイバッグなどを持参し
不要なレジ袋はもらわないようにしましょう！

「レジ袋削減県民スクラム運動」をスタートします

レジ袋は、軽い、薄い、丈夫、水を通しにくいことなどから、食品包装などに広く使われており、便利な日用品として私たちの生活に溶け込んでいます。長野県では、1年間に、およそ5億枚(4千トン)のレジ袋が使用されています。

でも、持ち帰ったレジ袋をどうしているか思い出してみましょう。そのままごみとして捨てたり、ごみを包む内袋として使用したりするなど、最終的にはほとんどが捨てられています。こうしたレジ袋の大量消費には、ごみの増加、石油資源の枯渇、CO₂の排出、自然界への影響など、さまざまな問題があります。

今、私たちに必要なことは、一人一人が環境に配慮した行動を心がけ、ごみを出さない生活スタイルへの転換を図ることです。今まで以上にたくさんもらっていたレジ袋を断り、マイバッグなどを使うことは、その第一歩です。

県内のマイバッグ持参率の現状は30%弱です。長野県では、県民の2人に1人以上がマイバッグなどを持参し、マイバッグ持参率を現状の倍

以上にすることを旨とし、「平成22年度までにマイバッグ等持参率を60%以上とする」ことを統一目標として掲げます。

この統一目標を達成するために、事業者、消費者団体、県が、レジ袋削減のための3者協定を締結し、連携協力しながら取り組みを進めます。

10月1日に、県内に店舗のある食品スーパー等17事業者(242店舗)と協定を締結します。

10月からは、取り組みを県内全域へ広げるため、「レジ袋削減県民スクラム運動」をスタートします。県民の皆さまのご協力をお願いいたします。

買い物にはマイバッグなどを持参して、不要なレジ袋はもらわないようにしましょう。取り組みを、家族へ、地域へ広げましょう。そして、レジ袋から生活全般へ3Rを広げましょう。

問い合わせ先

長野県環境部廃棄物対策課

026-1235-7181

不法投棄は犯罪です!!

ゴミ収集場所や道路・個人の所有する空き地等に無断で廃棄物を捨てる不法投棄は依然として後を絶たないのが現状です。国は廃棄物処理法の規制を強化し、町でもさまざまな対策を講じていますが、不法投棄のない美しい街を守るには、町民の皆さんの協力が不可欠です。

不法投棄をしない、させない環境作りに力を合せて取り組みましょう。

不法投棄の原因者は、撤去を求められるうえ、重い罰金刑等が科せられます。

不法投棄の罰則(刑事処分)
個人：五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金またはこの併科
法人：一億円以下の罰金



不法投棄を見かけたら通報を

不法投棄を、「しない」「させない」「許さない」意識が大切です。不法投棄を見かけたら、すぐに警察(110番)に通報してください。

- 自分の住所、氏名、電話番号をお知らせください。

- 不法投棄の発生あるいは発見した日時、場所、投棄されたもの及びその量、さらには、投棄者、車両の車種・色・ナンバーなど詳細についてお知らせください。

不法投棄されないために

不法投棄は、管理が行き届いていない場所に捨てられる傾向にあります。土地の所有者や管理者の方は、不法投棄されないよう、より一層の適切な管理をお願いします。

- 定期的に見回りをします。
 - こまめに清掃(草刈り)をします。
 - 防護柵やフェンスを設置する。
 - 不法投棄防止看板を設置する
- ※町設置の不法投棄防止看板を希望される方は、町民課環境衛生係までご相談ください。

犬は正しく飼いましょよう

犬は人の良きパートナーです。でも正しく飼わないと他人に迷惑をかけてしまうことも…

犬が敷地の外へ出ないようにしましょう。

飼い主と一緒だとおとなしい犬も、犬だけで外に出るとパニック状態になり人を咬むこともあるかもしれせん。

また、犬が交通事故に遭うこともめずらしいことはありません。

犬の散歩の時は必ずリードを持って、犬の行動を制限しましょう。

犬が苦手な人も大勢います。そんな人は犬が自由な状態で散歩していると恐怖心を覚えます。

また、出会った犬同士がけんかになることもあります。

犬が散歩中にしたフンは必ず家に持ち帰って処理しましょう。

道路や公園への犬のフンの放置は、それを見た人の気分を害するだけでなく、衛生面でも大きな問題があります。犬のフンをきちんと処理することは犬を飼う人の当然のマナーです。

迷い犬の返還手数料として3,000円を徴収しています。

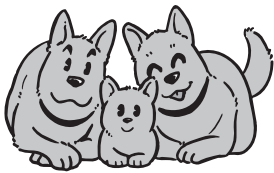
町で保護した犬を飼い主さんに返すときに、手数料をいただいております。

鎖がはずれたり、首輪が抜けたりして迷子になった犬を、町では保護しています。

保護した後は、飼い主さんが犬を引き取りやすいよう、直ぐに佐久保健所へ犬を送らず、一週間程度は役場で保護することとしています。

また、保護した犬の飼い主さんを探すためオフトークで情報を流したり、近隣の市や町、保健所などに犬を探している人がいないかどうか問い合わせを行ったりしています。

もしも犬がいなくなってしまうたら、町民課環境衛生係までご連絡ください。



犬は登録と毎年の狂犬病予防注射が義務づけられています。

狂犬病予防法は、「飼育犬は、生涯1回の登録と毎年1度の予防注射をすること」と定めています。

秋の狂犬病予防注射を実施します。春の予防注射を受けなかった犬、あるいは春の注射以降新たに飼われ、生後91日以上経過した予防注射未実施の犬は必ず受けてください。

『秋の狂犬病予防注射』を実施します

注射料:3,220円 登録料:3,000円 実施日:10月22日※

場所及び時間

場所	時間	場所	時間
J A 伍賀支所	9:00~ 9:10	塩野コミュニティー	10:30~10:35
児玉集会所	9:20~ 9:25	一里塚公民館	10:45~10:50
平和台公民館	9:35~ 9:45	三ツ谷集会所	11:00~11:05
上宿集会所	9:55~10:00	西軽井沢集会所	11:15~11:25
馬瀬口創作館	10:10~10:20	役場前	11:35~11:45

※予防注射対象犬の健康に異常のある場合や過去に狂犬病予防接種後に異常をおこしたことがある犬は、動物病院で接種してください。

※犬が死亡したり行方不明になったりしている場合は、環境衛生係までご連絡ください。

狂犬病

狂犬病は犬だけでなく全ての哺乳類が感染し、その感染した動物に咬まれると唾液中のウイルスが傷口より侵入し感染する。

感染から発症までの潜伏期間の初期から治療を始めれば発症を抑えることができるが、発症するとほぼ100%死亡する。

10月11日(土)のごみ収集は休みです

毎年10月の第2土曜日は、ごみの収集業務及び井戸沢最終処分場の定休日です。

ごみ集積所にごみを出さないようお願いいたします。また、井戸沢最終処分場も閉場となります。